

# 平成26年人事院勧告【抄】 (地域手当の見直しについて)

## 2-② 地域間の給与配分の見直し

地域ごとの民間賃金の水準をより的確に公務員給与に反映させるため、次のような措置を講じます。

- ① 全国共通に適用される俸給表の水準について、民間賃金の低い地域における官民の給与差を踏まえ、平均で2%引き下げます。
- ② 俸給表水準の引下げに伴い、地域手当の支給割合の見直しを行います（3%～最高20%）
- ③ 地域手当の支給地域について、更新されたデータに基づき支給地域の見直しを行います。

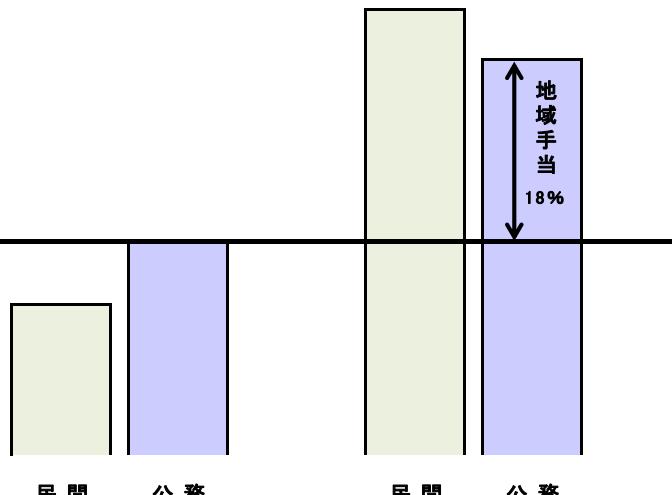
※ 全国各地に官署が所在し同一水準の行政サービスの提供が求められること、転勤等を含む人事管理上の事情等を踏まえると、地域手当による地域間給与の調整には一定の限界

### 現 行

〈民間賃金の低い地域の場合〉

〈東京都特別区の場合〉

見直し前の  
俸給水準

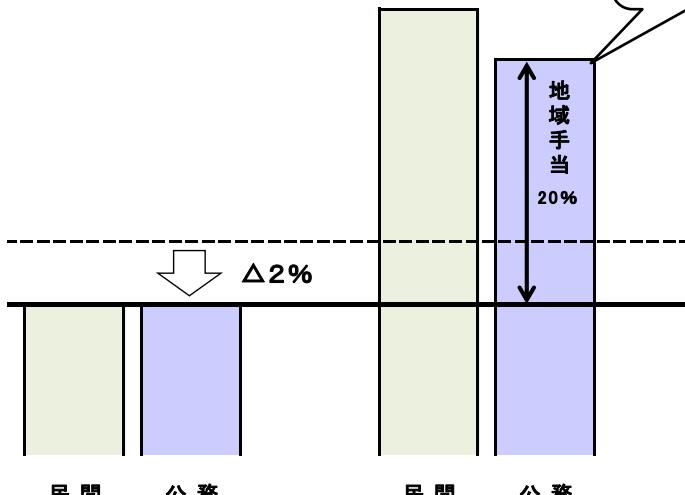


### 見直し後

〈民間賃金の低い地域の場合〉

〈東京都特別区の場合〉

見直し前の  
俸給水準  
新俸給水準



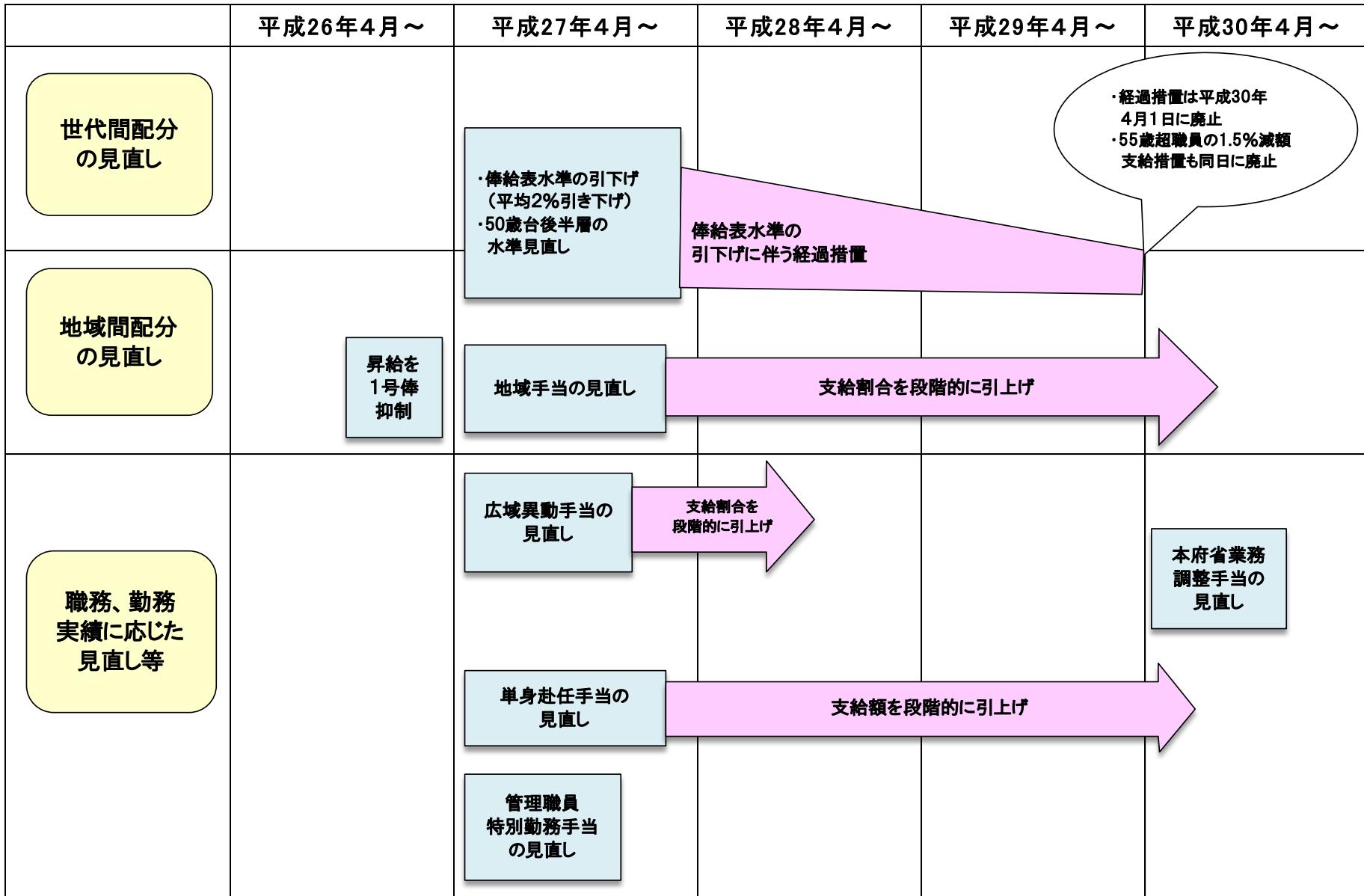
現行の給与水準を上回らない範囲内で設定

## 2-③ 地域手当の支給地域一覧

現行 見直し後	20%	16%	15%	12%	10%	6%	3%
18%	特別区						
15%		町田市、 大都市					
12%		横浜市、 川崎市、 豊田市	さいたま市、 八王子市、 名古屋市、 高槻市、西宮市	船橋市、 吹田市			
10%			千葉市	相模原市、 藤沢市、 豊中市、 神戸市	水戸市、市川市、 松戸市、横須賀市、 大津市、京都市、 堺市、枚方市、 東大阪市、尼崎市、 奈良市、広島市、 福岡市		
6%					四日市市	仙台市、宇都宮市、 川越市、川口市、 所沢市、越谷市、 柏市、甲府市、 静岡市、津市	
3%						高崎市、岐阜市、 岡崎市、春日井市、 和歌山市、高松市	札幌市、前橋市、 富山市、金沢市、 福井市、長野市、 浜松市、豊橋市、 一宮市、姫路市、 岡山市、北九州市、 長崎市
非支給地							新潟市、徳島市

(都道府県庁所在地又は人口30万人以上の市)

## 2-⑦ 紹介制度の総合的見直しの実施スケジュール



別表第6 地域手当の支給地域及び支給割合

級地 (支給割合)	都道府県	支 給 地 域	級地 (支給割合)	都道府県	支 給 地 域
1級地 (20%)	東京都	特別区	6級地 (6%)	千葉県	野田市 茂原市 東金市 柏市 流山市 印旛郡酒々井町 印旛郡栄町
2級地 (16%)	茨城県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 愛知県 大阪府	取手市 つくば市 和光市 袖ヶ浦市 印西市 武藏野市 調布市 町田市 小平市 日野市 国分寺市 狛江市 清瀬市 多摩市 横浜市 川崎市 厚木市 刈谷市 豊田市 大阪市 守口市	神奈川県 山梨県 長野県 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県	三浦市 三浦郡葉山町 中郡二宮町 甲府市 塩尻市 岐阜市 静岡市 沼津市 磐田市 御殿場市 岡崎市 瀬戸市 春日井市 豊川市 津島市 碧南市 安城市 犬山市 江南市 田原市 弥富市 西春日井郡豊山町 津市 桑名市 亀山市 彦根市 守山市 甲賀市 宇治市 亀岡市 向日市 木津川市 岸和田市 泉大津市 泉佐野市 富田林市 河内長野市 和泉市 藤井寺市 泉南市 阪南市 泉南郡熊取町 泉南郡田尻町 泉南郡岬町 南河内郡太子町 明石市 赤穂市 大和高田市 檜原市 香芝市 北葛城郡王寺町 和歌山市 橋本市 香川県 高松市 福岡県	太宰府市 糟屋郡新宮町 糟屋郡糟屋町
3級地 (15%)	茨城県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 愛知県 大阪府 兵庫県	守谷市 さいたま市 志木市 千葉市 成田市 八王子市 青梅市 府中市 東村山市 国立市 福生市 稲城市 西東京市 鎌倉市 名古屋市 豊明市 池田市 高槻市 門真市 西宮市 芦屋市	7級地 (3%)	北海道 宮城県 茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 新潟県 富山県 石川県 福井県 山梨県 長野県 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県	札幌市 名取市 笠間市 鹿嶋市 筑西市 栃木市 鹿沼市 小山市 真岡市 群馬市 前橋市 太田市 渋川市 埼玉市 千葉市 木更津市 君津市 八街市 東京都 武蔵村山市 新潟市 富山市 石川市 福井市 山梨市 南アルプス市 長野市 松本市 諏訪市 伊那市 岐阜市 大垣市 多治見市 美濃加茂市 各務原市 静岡市 浜松市 三島市 富士宮市 富士市 焼津市 掛川市 藤枝市 袋井市 愛知県 豊橋市 一宮市 半田市 常滑市 小牧市 海部郡飛島村 三重県 名張市 伊賀市 滋賀県 長浜市 東近江市 京都府 兵庫市 姫路市 加古川市 三木市 大阪府 奈良県 岡山市 兵庫県 三原市 東広島市 廿日市市 安芸郡海田町 安芸郡坂町 奈良市 大和郡山市 広島県 山口県 周南市 福岡県 周南市 德島県 鳴門市 阿南市 仙台市 古河市 ひたちなか市 神栖市 宇都宮市 大田原市 下野市 高崎市 川越市 川口市 行田市 所沢市 飯能市 加須市 春日部市 羽生市 鴻巣市 上尾市 草加市 越谷市 戸田市 入間市 久喜市 三郷市 比企郡滑川町 比企郡鳩山町 北葛飾郡杉戸町
4級地 (12%)	茨城県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 三重県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県	牛久市 東松山市 朝霞市 船橋市 浦安市 立川市 相模原市 藤沢市 鈴鹿市 京田辺市 豊中市 吹田市 寝屋川市 箕面市 羽曳野市 神戸市 天理市	7級地 (3%)	北海道 宮城県 茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 新潟県 富山県 石川県 福井県 山梨県 長野県 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 岡山県 広島県 山口県 周南市 徳島県 香川県 福岡県 長崎県	札幌市 名取市 笠間市 鹿嶋市 筑西市 栃木市 鹿沼市 小山市 真岡市 群馬市 前橋市 太田市 渋川市 埼玉市 千葉市 木更津市 君津市 八街市 東京都 武蔵村山市 新潟市 富山市 石川市 福井市 山梨市 南アルプス市 長野市 松本市 諏訪市 伊那市 岐阜市 大垣市 多治見市 美濃加茂市 各務原市 静岡市 浜松市 三島市 富士宮市 富士市 焼津市 掛川市 藤枝市 袋井市 愛知県 豊橋市 一宮市 半田市 常滑市 小牧市 海部郡飛島村 三重県 名張市 伊賀市 滋賀県 長浜市 東近江市 京都府 兵庫市 姫路市 加古川市 三木市 大阪府 奈良県 岡山市 兵庫県 三原市 東広島市 廿日市市 安芸郡海田町 安芸郡坂町 奈良市 大和郡山市 広島県 山口県 周南市 福岡県 周南市 徳島県 鳴門市 阿南市 坂出市 北九州市 筑紫野市 糟屋郡宇美町 長崎市
5級地 (10%)	宮城県 茨城県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 愛知県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 広島県 福岡県	多賀城市 水戸市 日立市 土浦市 龍ヶ崎市 坂戸市 市川市 松戸市 佐倉市 市原市 富津市 三鷹市 あきる野市 横須賀市 平塚市 小田原市 大和市 西尾市 知多市 みよし市 四日市市 大津市 草津市 栗東市 京都市 堺市 枚方市 茨木市 八尾市 柏原市 東大阪市 交野市 尼崎市 伊丹市 三田市 奈良市 大和郡山市 広島市 福岡市 春日市 福津市	6級地 (6%)	仙台市 古河市 ひたちなか市 神栖市 宇都宮市 大田原市 下野市 高崎市 川越市 川口市 行田市 所沢市 飯能市 加須市 春日部市 羽生市 鴻巣市 上尾市 草加市 越谷市 戸田市 入間市 久喜市 三郷市 比企郡滑川町 比企郡鳩山町 北葛飾郡杉戸町	(注)本表は平成26年4月1日現在の地域を表示しており、実際の指定は施行日(平成27年4月1日予定) 現在の地域による。

別表第7 平成27年度の地域手当の級地別支給割合

見直し後の級地 (支給割合)	見直し前の級地 (支給割合)	改定幅	平成27年度の 地域手当の 支給割合
1級地 (20%)	1級地 (18%)	2	18 %
2級地 (16%)	2級地 (15%)	1	15
	3級地 (12%)	4	13
3級地 (15%)	2級地 (15%)	0	15
	3級地 (12%)	3	13
	4級地 (10%)	5	11
4級地 (12%)	3級地 (12%)	0	12
	4級地 (10%)	2	10
	5級地 (6%)	6	8
5級地 (10%)	4級地 (10%)	0	10
	5級地 (6%)	4	7
	6級地 (3%)	7	5
6級地 (6%)	5級地 (6%)	0	6
	6級地 (3%)	3	4
	非支給地 (0%)	6	2
7級地 (3%)	6級地 (3%)	0	3
	非支給地 (0%)	3	1

(注)1 「改定幅」は、見直し後の地域手当の支給割合と見直し前の地域手当の支給割合との差を示す。

2 医師等に係る地域手当の特例措置(見直し前15%)は、見直しにより16%(改定幅は1)となるが、平成27年度の  
地域手当の支給割合は15%である。